昭島市物価高騰対応事業者支援給付金スコアリング実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、昭島市物価高騰対応事業者支援給付金支給要綱（以下「要綱」という。）第７条第２項の規定に基づく支給決定の優先順位付けに関し、スコアリングの実施方法その他必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

第２条　スコアリングは、次に掲げる原則に基づき実施するものとする。

１　要綱に定める支給要件をすべて満たした申請者のみを対象とすること。

２　数値に基づき、機械的かつ客観的に順位付けを行うこと。

３　恣意的判断を排除し、同一条件下では同一の結果が得られる方法とすること。

（スコアリングの実施方法）

第３条　スコアリングの総合順位は次の順序で決定し、支給可能額に達する順位までの申請者を支給対象とする。

（１）　直近の決算期における営業利益が赤字の者の中で、営業利益の赤字率が高い者から順に順位付けを行う。

（２）　直近２期の決算を比較して営業利益率が３ポイント以上減少している者の中で、減少のポイント数が高い者から順に順位付けを行う。

（３）　直近２期の決算を比較して売上総利益率が３ポイント以上減少している者の中で、減少のポイント数が高い者から順に順位付けを行う。

（４）　直近２期の決算を比較して売上高が３％以上減少している者の中で、減少率が高い者から順位付けを行う。

（５）　直近２期の決算を比較して経費の額が３％以上増加している者の中で、増加率が高い者から順位付けを行う。

（６）　直近２期の決算を比較して経費の額が10万円以上増加している者の中で、増加額が高い者から順位付けを行う。

（７）　最近３か月と前年同期を比較して営業利益率が３ポイント以上減少している者の中で、減少のポイント数が高い者から順に順位付けを行う。

（８）　最近３か月と前年同期を比較して売上総利益率が３ポイント以上減少している者の中で、減少のポイント数が高い者から順に順位付けを行う。

（９）　最近３か月と前年同期を比較して売上高が３％以上減少している者の中で、減少率が高い者から順位付けを行う。

（10）　最近３か月と前年同期を比較して経費の額が３％以上増加している

者の中で、増加率が高い者から順位付けを行う。

（11）　最近３か月と前年同期を比較して経費の額が10万円以上増加している者の中で、増加額が高い者から順位付けを行う。

２　前項の方法により同率となった場合は、小数点第二位までの数値を含めて順位を決定することとする。

（記録及び保存）

第４条　スコアリングの数値については「昭島市物価高騰対応事業者支援給付金対象経費算定シート（第一号様式別紙）」に事務局が記入し、適切に保管するものとする。なお、スコアリングの実施に必要な数値が記載されている資料は事業完了後も適切に保存するものとする。

（非公表）

第５条　スコアリングの具体的数値および順位の詳細については、申請者に開示しない。

（補足）

第６条　この要領に定めのない事項については、要綱の趣旨を踏まえ、別に定めるところによるとする。